

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（ガントリークレーン）
発生日時	令和2年7月8日 14時28分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 ^{かいた} 海田コンテナターミナル 広島港宇品外貿埠頭4号ドルフィン施設灯から真方位086° 2.0海里付近 (概位 北緯34° 21.2′ 東経132° 30.6′)
事故の概要	コンテナ運搬船たちばなは、離岸作業中、マスト頂部がガントリークレーンのブームに衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ運搬船 たちばな、498トン（137TEU） 143182、井本船舶株式会社（船舶所有者）、井本商運株式会社（船舶借入人兼運航者）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 風向風速計の脱落、メインマストの傾斜 ガントリークレーン ブーム先端付近のワイヤーに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、右舷着けの状態、ガントリークレーンを使用してコンテナ31個の揚荷役を終え、操船指揮についた船長が、陸上作業員から同クレーンのブームのクリアランスに問題ない旨の連絡を受け、離岸作業を開始して左回頭中、船首方約40mに設置された別のガントリークレーンのブーム（以下「本件ブーム」という。）に、メインマスト頂部に取り付けられた風向風速計が接触した。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.51m、船尾約3.38mで、エアードラフト（海面からメインマスト先端までの高さ）は約24mであった。</p> <p>本件ブームは、海田コンテナターミナルに設置された他のガントリークレーンのブームよりも低く、本事故時、点検整備の目的で下げられた状態で、満潮時における海面からの高さは約21～22mであった。</p> <p>船長は、海田コンテナターミナルへの入港は初めてであったが、荷役業者から本件ブームの高さに関する情報を本事故後に聞いた。</p>
分析	本船は、離岸作業中、船長が、本件ブームの高さが他のガントリークレーンのブームよりも低いことを知らずに、本船のエアードラフト

	より低い本件ブームの下方を通過したことから、本件ブームに衝突したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、離岸作業中、船長が、本件ブームの高さが他のガントリークレーンのブームよりも低いことを知らずに、本船のエアードラフトより低い本件ブームの下方を通過したため、本件ブームに衝突したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長及び荷役業者は、コンテナターミナルへの離着岸にあたり、船舶のエアードラフト及びガントリークレーンのブームの高さに関する情報を事前に共有すること。・ 船長は、離着岸時、高さが分からないブームが下がった状態のガントリークレーンの下方を通過しないこと。